

生徒・保護者の皆さま

平成21年8月24日

大阪府立四條畷高等学校
校長 池田 憲 昭

生徒手帳の記載事項の一部改訂について

時下、皆さまには益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび生徒手帳の記載事項の一部を以下のとおり改訂いたしましたのでお知らせいたします。

【改訂内容】

1. 「暴風警報に伴う措置」(1年生用生徒手帳 p.53、2・3年生用生徒手帳 p.54)

【現行規定の(1)に波線部を追加(その他は変更なし)】

- (1) 午前7時に暴風警報が発令(大阪市・東部大阪を含む地域。以下同じ)されていなければ、平常通りの時程で授業を行う。
(それより以前に暴風警報が発令されていたが、午前7時現在にはそれが解除されていた場合を含む)
- (2) 午前7時現在、暴風警報が発令中であれば、登校を見合わせて自宅で待機する。
ただし、ラジオ・テレビ等での報道に十分注意し、午前10時(午前中の授業日は9時)までの間に暴風警報が解除されれば、解除次第登校する。
(この場合の始業時刻の繰り下げは、暴風警報解除後2時間以内に正常な学校運営に復することとし、具体的な授業時刻等は早急に取り定めて当校生徒にもれなく通知する)
- (3) 午前10時(午前中の授業日は9時)を過ぎてもなお暴風警報が発令中であれば臨時休業とする。

2. 「地震等で交通手段が不通になった場合の授業について」 および 「交通ストの場合の授業について」 (1年生用生徒手帳 p.54-55、2・3年生用生徒手帳 p.55-56)

【上記2ページ分の記載を以下のとおり改訂する】

「大規模な鉄道事故・地震・交通ストライキなどにより、交通機関が不通になった場合の措置について」

JR学研都市線・京阪電車のいずれか一方または両方が大規模な事故・地震・交通ストライキなどの理由により、不通の状態にあるときは下表に示すとおり、始業時刻の繰り下げまたは臨時休業の措置を講ずる。

午前7:00の時点で運行が再開されている場合	平常どおり授業を行う
午前7:00～9:00の間に運行が再開された場合	11:40から4限以降の授業を行う
午前9:00～11:00の間に運行が再開された場合	13:15から5限以降の授業を行う
午前11:00を過ぎても運行が再開されていない場合	臨時休業

(注意事項)

1. ここにいう「不通の状態」とは、上記交通機関が長時間運行を停止している状態を指し、踏切への人の侵入や車両故障などによる比較的短時間の運休についてはこの限りでない。
2. ニュース・メルマガ暇などで最新の情報を把握するようにすること。
3. 登校の際には、安全に十分注意し、時間的に十分余裕を持つこと。
4. 自転車登校は、道路の混雑が予想されるので、特に注意すること。
5. 始業時刻が繰り下げられた場合
 - ①登校した生徒は教室で待機し、無断で校外に出ないこと。
 - ②始業時刻までの部活動は禁止する。
6. 登校するかどうかの判断は上記の表によって行い、学校への電話による問い合わせはしないこと。
7. 上記以外の交通機関(JR環状線・大阪市営地下鉄・京阪バス等)が不通の状態にある場合には、安全に留意しながら、できるだけ代替交通機関を利用して登校するようにすること。ただし、その場合の遅刻・欠課などは公欠扱いとする。